第2期計画の主な成果と課題~地域福祉推進のプログラムに照らして~ <地域福祉推進のプログラム〈推進のめやす〉掲載事業の評価の推移>

# ○地域福祉推進のプログラム〈推進のめやす〉について

第2期計画では計画の進行管理の手法として、「地域福祉推進のプログラム〈推進のめやす〉(以下、「推進のめやす」という)」を毎年作成し、計画の具体的な取組に位置付けられた学区福祉委員会、宇治ボランティア活動センター、宇治市福祉サービス公社、宇治市社会福祉協議会、宇治市のそれぞれの事業についての遂行度合いを測ってきました。とりわけ、宇治市の事業については、評価指標を用いて進行管理を行ってきました。

そこで、第2期計画の振り返りとして、「推進のめやす」における宇治市の実施事業の 評価の平均値を下記のとおり算出します。

# 評価について

## (1)評価の考え方

宇治市地域福祉計画に関連する事業の実施状況から、同計画に位置付けられた"具体的な取り組み"をどれくらい達成できたかを判断します。

なお、本評価は宇治市が実施する事業についての、実施所管課による内部評価です。

## (2)評価指標

F(Finish)	事業の目的を達成したため終了した
Α	計画的に事業を実施しており、引き続き充実を図る
В	事業は継続するが、新たな課題等への対応が必要
С	ニーズを勘案し、事業の縮小、休廃止に向けた見直しが必要
D	一時休止、保留などの事業
-(ハイフン)	隔年等で実施するため、評価対象年度の実績がない

<sup>※</sup>H23 当時は「A」「B」「C」「-」の評価のみ。

配点表に基づき、平成 24 年度作成の「推進のめやす(平成 23 年度事業評価)」と令和 2 年度作成の「推進のめやす(令和元年度事業評価)」に掲載されている全事業の平均値を 算出し、その数値に応じて再評価を行い比較します。

<配点表>

評 価	配点
F(Finish)	3点
А	3点
В	2点
С	1点
D	-
- (ハイフン)	_



<再評価基準>

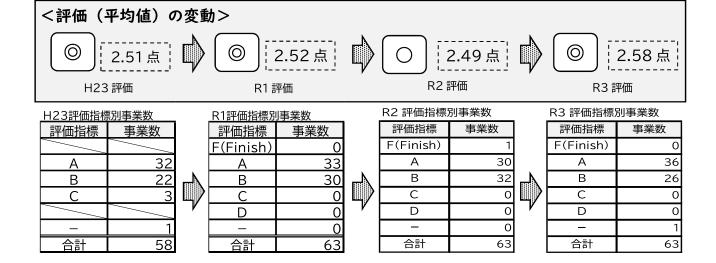
113b1 lm == 1 ,	
平均值	評 価
2.5以上	0
1.5以上 ~2.5点未満	0
1.5点未満	Δ

※計画本編では、令和2年度事業評価について、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた年度であったため、事業評価の基準に平年と差異があり単純比較が難しく、令和元年度評価との比較を行いました。

# <第2期計画(前期計画)における「推進のめやす」掲載事業の評価の推移>

## 1. 安全・安心に暮らせるまちづくり

- (1)個人の尊厳と基本的人権を尊重し、地域の課題解決に向けた取り組みを地域全体で進められるように推進・支援します。
- 1 同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、難病患者等をめぐる人権問題を課題としながら、一人ひとりが命の尊さ や互いの基本的人権<u>を尊重し</u>合う福祉社会実現の取り組みを推進・支援します。
- (2)健康でいきいきと暮らしていくために、こころと体の健康づくりを推進します。
- 2 各種予防事業に積極的に取り組みます。
- 3 各種検(健)診や予防事業等、健康に関する情報を積極的に広報することにより、より多くの人の事業への参加をめざします。
- 4 高齢者のサークル活動の支援等により、生きがいづくりを推進します。
- (3)災害時の被害を最小限にとどめる取り組みや生活環境のバリアフリー化を推進します。
- 5 防災情報の発信や災害ボランティアセンターへの支援等、災害時に備えた取り組みを積極的に推進します。
- 6 災害時の被害を最小限にとどめるために、河川等の改修・整備や建築物の耐震改修助成等の取り組みを推進します。
- 7 すべての人が安全に安心して利用できるように、公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を促進します。
- (4)地域による防犯・防災の取り組みを支援します。
- 8 地域における防犯・防災のネットワークづくりのきっかけとなる、民生児童委員や学区福祉委員等による一人暮らし高齢者訪問活動、子どもや障害者の見守り活動等の拡充を支援します。
- 9 災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害時に自力での避難が困難な人(要援護者)の情報を本人の同意を得たうえで町内会・自治会等と共有し、いざというときに助け合える体制の整備を推進します。



### <総括>

平成 23 年度と比較して、『C』評価となった事業が 0 になったことに加えて、全体の事業数が増加したものの、『B』評価の事業が増加したことで、評価の平均としては概ね変動なしとなった。

次期計画に向けた課題として地域防災の面で町内会・自治会など地域力の低下による影響から、自 主防災組織の活動促進や防災意識の啓発等への積極的な取組が必要である。

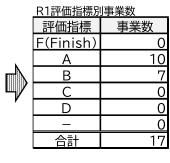
令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が予定通り進まなかったことで、評価の平均値は減少した。令和 3 年度は、ウィズコロナ下での事業実施に向けた取り組みを進めたことで、事業の再開等に繋がり、最終年度の評価の平均値は増加している。

### 2. 地域福祉活動への住民参画の推進

- (1)地域福祉活動への参加意欲を持っている人が、気軽に活動に参加できるきっかけづくりを支援します。
- 10 学区福祉委員会によるバザーや、市社協の福祉まつり等のイベントが地域福祉活動への参加のきっかけになるよう、広報の工夫や継続的に参加してもらえる取り組みを支援します。
- 11 団塊の世代をはじめ、知識や経験を持った人を活動へとコーディネートするしくみを構築します。
- (2)地域での世代間交流や学校での福祉体験学習等を通じて、「向こう三軒両隣」で支え合う福祉文化を育む取り組みを推進します。
- 13 学校教育における福祉体験学習や、学区福祉委員会と連携した地域福祉活動を行う等、学校・地域・家庭が連携しながら、より実践的な福祉教育を推進します。また、市社協と協働しながら大学生等の地域交流活動を支援します。
- 14 地域で支え合うしくみとして、ボランティア切符やエコマネー等の取り組みを推進します。
- (3)ボランティアの育成や活動を支援します。
- 15 市社協や福祉サービス公社、ボランティア活動センター等と連携し、ボランティア・NPOの育成や活動を支援します。
- 16 ボランティア・NPO活動の情報や活動の魅力を伝え、参加者の増加に結びつく広報・啓発の取り組みを推進します。
- 17 企業による企業市民活動(社会貢献活動)が活性化するような取り組みを進めます。
- (4)地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの育成を推進します。
- 18 町内会・自治会の存在意義を住民に周知・広報するとともに、町内会・自治会等が行う未加入者に対する加入促進の取り組みを支援します。
- 19 町内会・自治会だけでなく、地域のサークルやNPO等、地域で行われる多様なコミュニティ活動を支援します。
- (5)地域福祉活動や交流の拠点整備を推進します。
- 20 地域福祉活動や交流の拠点として、総合福祉会館や地域福祉センター、隣保館、集会所、公園等の公共施設がより気軽に使いやすくなる取り組みや、学校施設や福祉施設、空き店舗等を地域の交流の拠点として活用できるよう、条件整備を推進します。
- 21 地域にある既存の公共施設を適切に維持管理し、計画的に整備・改修します。
- (6)地域福祉活動を支える基盤として、寄付文化の醸成に努めます。
- 22 社協活動をはじめとする地域福祉活動を支える基盤として、募金活動に積極的に取り組みます。
- 23 募金や寄付の使途を明確にする等、理解を得るための広報・啓発に取り組みます。



<u>H23評価指標別事業数</u>		
評価指標	事業数	
Α	13 6	
В	6	
С	0	
_	1	
合計	20	



	R2 評価指標別事業数		
	評価指標	事業数	
	F(Finish)	0	
	А	8	
	В	8	ı
/	С	0	
	D	0	
	_	1	
	合計	17	

	評価指標	事業数	
	F(Finish)	0	
	Α	8	
	В	8	
/	С	0	
	D	0	
		1	
	合計	17	

R3 評価指標別事業数

## <総括>

平成 23 年度と比較して、取組事業数の減少及び『A』評価の事業が減少したことにより、評価の平 均値としては低下した。地域で活動する人の育成に取り組んだが、次期計画に向けた課題として、メ ンバーの高齢化等による役員のなり手不足など、地域活動の担い手確保に課題がある。

また、地域の交流拠点の整備等に関連した事業について、さらなる広報や利用促進に向けた取組が 必要である。令和2年度、令和3年度ともに、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より未実施の 事業等があったことで『A』評価の事業が減少したことにより、評価の平均値としては低下した。

## 3. ゆるやかな支え合い

- (1) 支援が必要な人を、一人ひとりの考え方や生活スタイルの違いを尊重しながら見守っていくための取り組みを推進します。
- 24 認知症や障害をはじめとした福祉課題についての正しい理解の促進や広報・啓発に積極的に取り組むとともに、当事者組織の結 成やその活動を支援します。
- 25 ふれあいサロン活動等、地域とのつながりづくりを支援します。
- 26 犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るための取り組みとして、広報活動を推進します。
- (2)地域での見守り等を通じて、孤立を未然に防ぐ地域づくりを推進します。
- 27 地域での見守り等を通じて、様々な情報や事例を共有し、関係機関との連携体制を強化する取り組みを推進します。
- 28 地域での見守り等を通じて、近年社会問題となっている虐待やDV、孤独死・自殺の防止、ひきこもり対策等への支援の取り組みを 推進します。
- (3)地域の人と人とをつなぐ場として、地域福祉のつどいや地域懇談会等の取り組みを支援します。

C

D

合計

0

0

13

- 29 活動を行っている人々が、地域福祉のつどいや地域懇談会において支援の事例や情報を共有することにより連携を強化できるよう 支援します。
- 30 地域懇談会におけるファシリテーター(進行促進役)である地域協働コーディネーターを地域福祉推進の中核を担う人材として位置づけて養成し、地域が地域懇談会に主体的に取り組む環境づくりを推進します。



С

D

合計

0

0

0

11

0

0

0

13

C

D

合計

0

0

0

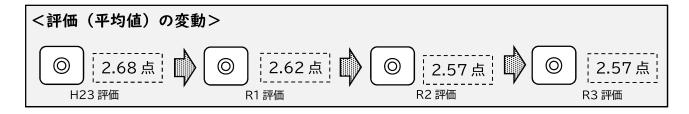
13

# 合計 <総括>

平成 23 年度と比較して、『A』評価の事業が減少したことにより、評価の平均値としては大きく低 下したものの、社会福祉協議会によるふれあいサロンの実施など、地域での支え合い活動の推進に積 極的に取り組んだ。次期計画に向けた課題として、自殺やひきこもりなど制度のはざまにある生活課 題を抱える人を支えるうえで、従来の縦割り行政に課題があり、分野ごとのさらなる連携に向けて取 り組む必要がある。令和2年度には、『A』評価の事業が増加したことにより、評価の平均値は増加 した。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた事業がウィズコロナ下での事業 実施に向けた取り組みを進めたことで『A』評価の事業が増加したこと等により、評価の平均値が大 きく増加した。

# 4. 多様な福祉サービスの創生と展開

- (1)支援が必要な人に対して必要なサービスが円滑に提供できるよう支援します。
- 31 事業者においては第三者評価や利用者アンケートを実施したり、また行政においては学習会等を通じて利用者と事業者の橋渡しを行う等、サービスの質の向上につながる取り組みを推進します。
- 32 地域包括支援センターを中心に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるような地域包括ケアの構築を進めます。
- 33 地域子育て支援拠点を中心に、子育て世代を支援し、子育てを楽しむことができるような環境づくりを推進し、子育てひろば等の取り組みを通じて、横のネットワークづくりを支援します。
- 34 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会等、障害者の相談体制の充実を支援します。
- (2)地域の福祉サービス事業者との連携やNPO法人、市民活動団体への支援の取り組みを進めます。
- 35 保健・医療・福祉の横断的な連携を進めるため、福祉サービス公社をはじめとした福祉サービス事業者や専門機関、医療機関等との意見交換、情報交換の場づくりを進めます。
- 36 既存の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題に対応するため、先駆的な活動を行うNPO法人や市民活動団体等の主体的な活動を支援します。
- (3)地域での生活不安や困難に対応するセーフティネットとなる施策や活動を推進します。
- 37 失業者や生活困難世帯に対する貸付事業を通じて生活不安の解消を支援します。
- 38 失業者や障害者の就労機会や雇用の確保に向けた取り組みを推進します。



<u> PIZ3評価指標別事業致</u>	
評価指標	事業数
Α	19
В	9
С	0
_	0
合計	28

ロつつ 証価 指揮 則 車 業粉



	RZ 評価指標別事業数		
	評価指標	事業数	
	F(Finish)	0	
	Α	12	
Λ	В	9	
7	С	0	
	D	1	
	_	0	
	合計	22	

りつ 部体を無可事業券

	140 PT [M1] 14 OX		
	評価指標	事業数	
	F(Finish)	0	
	Α	12	
<b>,</b>	В	9	
	С	0	
	D	0	
	_	0	
	合計	21	

R3 評価指標別事業数

#### <総括>

平成 23 年度と比較して、取組事業数の減少及び『A』評価の事業が大幅に減少したが、評価の平均値としては若干の低下となった。地域子育て支援拠点の拡充による、地域子育てひろばの終了や地域包括支援センターの拡充に取り組んだ。

次期計画に向けた課題として、各分野の連携を強化し、移り変わる市民ニーズや、制度のはざまに ある生活課題に対応した包括的な仕組みづくりに向けた見直しを検討していく必要がある。

令和 2 年度は、令和元年度まで在宅要援護高齢者対策事業に含まれていた緊急通報装置設置事業を独立した事業としたことで『B』評価が増加し、評価の平均値は低下した。その他の事業についても継続して課題のある事業が残っているため、課題解決に向けた取り組みが必要である。

# 5. 安心して利用できる相談体制や福祉サービスの情報提供

- (1)困ったときに気軽に相談できるしくみづくりを推進します。
- 39 分野別の相談窓口だけでなく、総合的な相談窓口の充実を図ります。
- 40 民生児童委員による、身近な地域での相談活動の充実を支援します。
- 41 市社協が実施する、ふれあい福祉センター相談事業を引き続き支援します。
- 地域で支援を必要としている人を行政や福祉サービス事業者、場合によっては弁護士・司法書士・社会福祉士や医療関係等の専 42 門分野につなぐ横断的なネットワークづくりを推進します。
- (2)福祉サービスの利用支援をはじめとした自立支援の取り組みを推進します。
- 43 成年後見制度助成事業や日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)、コンタクトパーソン事業等、権利擁護の取り組みを積極的に広報し、利用者に対するきめ細やかな取り組みを支援します。
- (3)より効果的な広報・情報提供のあり方を検討します。
- 44 市政だより・ホームページ、情報誌の発行や掲示板の設置等、より分かりやすく正確に伝わる情報の発信を推進します。
- 45 福祉サービス事業者等からの恒常的な情報の発信を支援します。
- (4)利用者の満足度を高める取り組みを推進します。
- 46 苦情対応・オンブズマン制度等の利用促進を図り、事業者等への助言・指導・研修等の取り組みを推進します。



#### H23評価指標別事業数

_ 評価指標	事業数
Α	6
В	6
С	0
_	0
合計	12

	R1評価指標別	]事業数
	評価指標	事業数
	F(Finish)	0
	Α	8
	В	4
	С	1
,	D	0
	_	0
	合計	13

R2 評価指標別事業数

0
8
5
0
0
0
13

R3 評価指標別事業数

	評価指標	事業数
	F(Finish)	0
	Α	9
	В	4
	С	0
	D	0
	_	0
	合計	13

#### <総括>

平成 23 年度と比較して、『A』評価の事業が増加し、逆に『B』評価の事業が減少した。『C』評価 の事業がⅠつ増加したものの、評価の平均値としては若干の増加となった。

次期計画に向けた課題として、情報発信について課題を残しており、ICT等の活用を含めた幅広 い情報発信の対応が求められる。

また、総合的な相談窓口については実現に向けた検討が今後も必要である。

令和2年度、令和3年度はともに新型コロナウイルス感染症の影響により、市民等の相談件数が増 加したことに伴い、サービスの向上、課題解決や事業内容の見直し等により評価が改善した事業があ ったことで、評価の平均として大きく増加となった。